

疫学情報 2020年1月9日分

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08767.html

中華人民共和国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起について

厚生労働省健康局結核感染症課 事務連絡令和2年1月6日

中華人民共和国湖北省武漢市において、昨年12月以降、原因となる病原体が特定されていない肺炎の発生が複数報告されています。現時点での状況及び厚生労働省の対応について、お知らせいたします。

1. 患者の発生状況など(令和2年1月5日時点。国立感染症研究所まとめ)

- ・発生数:59例の確定例(うち7例は重症)。死亡例なし。59例の発症日は2019年12月12日-29日の間。
- ・感染経路:不明。ヒト-ヒト感染の明らかな証拠はない。また、医療従事者における感染例も確認されていない。
- ・発生場所の疫学的な特徴:海鮮市場(華南海鮮城)と関連した症例が多い。当該海鮮市場は、野生動物を販売している区画もある。

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/trichinella.html> 更新日:2019年12月20日

札幌市保健福祉局保健所食の安全推進課

旋毛虫(トリヒナとは)

旋毛虫(トリヒナ)は、家畜を含むあらゆる種類の動物に寄生する線虫の一種です。これまでに、加熱不十分なクマ肉などの野生鳥獣肉の喫食を原因とする集団食中毒事例が発生しています。

原因食品

旋毛虫の幼虫が寄生した肉を、生、乾燥、不完全加熱の状態で喫食した場合に感染します。

日本国内では、これまでに主にクマ肉(冷凍肉の刺身、ローストなど)を原因とする食中毒事例が発生しており、家畜以外の野生鳥獣肉(ジビエ)料理の提供や喫食においては、十分注意する必要があります。

また、国内生産された食用家畜から旋毛虫が検出された報告はありませんが、海外では豚肉や馬肉などによる食中毒も発生しています。

《国内の発生事例(主なもの)》

発生年	発生場所	患者数(喫食者数)	原因食品
昭和46年	青森県	15名(20名)	ツキノワグマの刺身
昭和54年	札幌市	12名(94名)	エゾヒグマの刺身
昭和56年	三重県	172名(413名)	ツキノワグマの刺身
平成28年	茨城県	21名(31名)	熊肉のロースト
令和元年	札幌市	6名(8名)	クマ肉のロースト赤ワインソース(推定)

主な症状

感染した場合、段階的に症状があらわれます。筋肉痛や眼窩の症状など、一般的な食中毒にはない症状が特徴です。

感染後1週間～2週間	腹痛、下痢、発熱、好酸球増加など。
感染後2週間～6週間	眼瞼浮腫、筋肉痛、発熱、ときに呼吸困難。 脳炎、髄膜炎、心筋症を起こし重篤となることがある。
感染後6週間目頃	顕著な眼瞼浮腫。 重篤な場合、全身浮腫、貧血、肺炎、心不全などをきたし死亡する場合もある。

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/1111212865_00017.html 令和元年12月23日(月)

【照会先】 厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全企画課
食品に関するリスクコミュニケーション「輸入食品の安全性確保に関する意見交換会」を開催します ～
1月28日に東京、2月3日に大阪で開催。参加者募集を開始～

厚生労働省は、食品に関するリスクコミュニケーション「輸入食品の安全性確保に関する意見交換会」を、1月28日(火)に東京で、2月3日(月)に大阪で開催します(事前申込制、参加無料)。この意見交換会への参加募集は、本日から開始します。

厚生労働省では、輸入食品の安全性を確保するため、毎年度「輸入食品監視指導計画」を定め、輸出国での衛生対策の推進や輸入時の検査などの監視指導に取り組んでいます。また、消費者、事業者、行政の3者が集まり、輸入食品の安全性確保に関する情報・意見交換を通じて、相互理解を目指すための活動を毎年行っています(食品に関するリスクコミュニケーション)。

今回の意見交換会では、令和2年度の輸入食品監視指導計画(案)や輸出国での衛生確保対策、輸入食品に関連する最近の食品衛生行政の動きについて、行政が情報提供を行うとともに、輸入食品の安全性確保に関する自身の取り組みについて食品関係事業者が講演を行います。その後、消費者、事業者、行政と参加者との間で輸入食品の安全性確保の取り組みについて意見交換をします。

本会の概要や申し込み方法については、次項をご参照ください。

<参考> 輸入食品の安全性確保に関する情報は、厚生労働省のホームページに掲載しています。

■輸入食品監視業務

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html

1 開催概要

開催地	日時	場所		申込締め切り
東京	1月28日 (火) 13:30～ 16:20	CIVI研修センター日本橋 N6HALL(中央区日本橋室町4-1-6 クアトロ室町ビル6F) http://www.civi-c.co.jp/access_t.html#nihonbashi	別紙1	1月17日 (金)
大阪	2月3日 (月) 13:30～ 16:20	CIVI北梅田研修センター 5F Hall(大阪市北区芝田2丁目7番18号 LUCID SQUARE UMEDA 5F) http://www.civi-c.co.jp/access.html#kita	別紙2	1月17日 (金)

2 主催 厚生労働省

3 募集人数 各会場 200人(先着順)

4 プログラム内容(各会場共通)

(1) 情報提供・講演

ア.「輸入食品の安全性確保の取組み～令和2年度輸入食品監視指導計画(案)、最近の食品衛生行政の動きについて～」

<東京会場> 厚生労働省 医薬・生活衛生局 食品監視安全課 輸入食品安全対策室
室長 蟹江 誠

<大阪会場> 厚生労働省 医薬・生活衛生局 食品監視安全課 輸入食品安全対策室
室長補佐 松井 保喜

イ.「輸入食品の安全性確保の取組み～輸出国での衛生確保対策について～」

厚生労働省 医薬・生活衛生局 食品監視安全課 輸入食品安全対策室
輸出国査察専門官 石崎 由紀

ウ.「輸入食品の安全・安心にかかる事業者の取り組みについて」

味の素冷凍食品株式会社 品質保証センター 品質保証部
監査グループ長 稲葉 誠之 氏

(2) 意見交換

ファシリテーター: 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
専門委員 蒲生 恵美 氏

登壇者: 上記情報提供・講演者3人に以下の1人を加えた4人

公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 消費生活研究所
主任研究員 浅野 智恵美 氏

5 参加申込要領

(1) 申し込み方法

参加をご希望される方は、インターネット、電子メール、FAXのいずれかの方法でお申し込みください。幅広い参加者を募る観点から、同一団体からの複数名の参加はご遠慮いただく場合があります。

申し込み方法

インターネット: <https://forms.gle/bkCWgNXTZcEqPEMc7>

左記の「参加申込み入力フォーム」に必要事項を明記の上、お申し込みください。

電子メール: info@f-riskcom.net

希望会場、別紙の参加者記入欄の項目を明記の上、左記の申込先にお送りください。

FAX: 06-4792-7950

会場別の参加申込書に、必要事項を明記の上、左記の申込先にお送りください。

(返信用 FAX 番号必須)

・規定人数に達した場合、申し込み締切日より前に募集を締め切ることがありますので、あらかじめご了承ください。

・お申し込みによって得た個人情報は厳重に管理し、参加確認に関する問い合わせなど、ご本人への連絡を行う場合に限り利用します。

(2)留意事項

1. 参加の可否: 開催日前日までに、お申し込みいただいた方法(電子メールまたは FAX)でご連絡します(FAX で申し込む場合、必ず返信用の FAX 番号をご記入ください)。

・参加可能な方にのみ「参加証」をお送りします。「参加証」は、当日ご持参いただくか、携帯電話などの端末に画面表示させる形でご用意ください。

2. 公開の原則: 本会は公開ですので、発言者、参加者の写真や映像が報道・配信される可能性があることをあらかじめご了承ください。

・意見交換会の内容(配布資料、議事録など)は、終了後に厚生労働省のウェブページで公表する予定です。なお、希望されない方にあつては個人が特定できないように配慮します。

3. 留意事項: 意見交換会の参加に当たっては、次の留意事項を遵守してください。これらを守っていただけない場合は、参加をお断りする場合があります。

・携帯電話などの電源はお切りいただくか、マナーモードに設定してください。

・意見交換会の開催中は、静粛を旨とし、以下の行為を慎んでください。

ア. 発言者の発言に対する賛否の表明または拍手

イ. 意見交換時における長時間の発言

ウ. 開催中の入退室(ただし、やむを得ない場合を除く)

エ. 会場でのカメラ、ビデオ、IC レコーダーなどを使った録音や録音機器の使用(報道関係者を除く)

オ. 飲食(お茶等を除く)、喫煙

・銃砲刀剣類その他危険なものを会場に持ち込まないでください。

・その他、事務局職員の指示に従ってください。

申込に関する問い合わせ先

「食品に関するリスクコミュニケーション」

運営事務局(委託先)担当: 高田、関根 E-mailinfo@f-riskcom.net

<https://www.mhlw.go.jp/content/11124000/000579866.pdf>

家庭用品等に係る健康被害

病院モニター報告の概要

本制度は、モニター病院(皮膚科 ※1、小児科 ※2)の医師が家庭用品などによる健康被害と考える事例(皮膚障害、小児の誤飲事故)や、公益財団法人 日本中毒情報センター ※3 が収集した家庭用品などによる 吸入事故等 と考えられる事例について、それぞれ厚生労働省に報告する制度です。

表 2018 年度 家庭用品等による健康被害等のべ報告件数 (上位 10 品目及び総数)

皮膚障害			小児の誤飲事故			吸入事故等		
装飾品	25	43.1%	たばこ	130	20.8%	洗剤(住宅用・家具用)	266	20.6%
ゴム・ビニール手袋	5	8.6%	医薬品・医薬部外品	109	17.4%	殺虫剤	248	19.2%
マスク	3	5.2%	食品類	77	12.3%	漂白剤	119	9.2%
時計 めがね ハンドバック等 洗浄剤 手袋 時計バンド(同数)	2	3.4%	玩具	67	10.7%	防水スプレー	92	7.1%
			プラスチック製品	44	7.0%	除菌剤	89	6.9%
			金属製品	41	6.5%	洗剤(洗濯用・台所用)	67	5.2%
			硬貨	19	3.0%	芳香・消臭・脱臭剤	65	5.0%
			洗剤類	18	2.9%	園芸用殺虫・殺菌剤	42	3.2%
			文具類	16	2.6%	忌避剤	39	3.0%
			電池	11	1.8%	除草剤	21	1.6%
総数 ^{※4}	58	100.0%	総数	626	100.0%	総数	1,294	100.0%

<http://ccs.ncgm.go.jp/news/2019/20190716091449.html>

「患者レジストリ検索システム」公開のお知らせ 国立国際医療研究センター

クリニカル・イノベーション・ネットワーク(CIN)は、疾患登録システム(患者レジストリ)を臨床開発に活用することで、日本国内における医薬品・医療機器等の臨床開発を活性化させることを目指し、そのための環境整備を産官学で行う厚生労働省主導のプロジェクトです。

国立国際医療研究センターは、CINを推進する拠点機能を担う機関として、日本医療研究開発機構(AMED)の支援を受けて活動しています(補助事業課題名:CIN構想の加速・推進を目指したレジストリ情報統合拠点の構築、事業代表者:国土典宏 理事長)。

今般、当センターは、CINを推進する活動の一環として、国内に存在する患者レジストリに関する情報の検索システムを構築し、一般公開しましたので、お知らせいたします。

詳細は以下のウェブページをご覧ください。

<https://cinc.ncgm.go.jp/>

検索システムは上記のウェブページから「レジストリ検索システム」を選択してご利用いただけます。